
第8章 指導者

第170条〔指導者の養成〕

本協会は、サッカー指導者の資質および指導力の向上を図り、サッカーの普及および振興を促進するため、指導者養成事業を行う。

第171条〔指導者ライセンスの種類〕

① 本協会が認定する指導者ライセンスの種類は、次のとおりとする。

- (1) S級コーチライセンス
- (2) A級コーチジェネラルライセンス
- (3) A級コーチU12ライセンス
- (4) B級コーチライセンス
- (5) C級コーチライセンス
- (6) D級コーチライセンス
- (7) キッズリーダー

② 本協会が認定する指導者付加ライセンスの種類は、次のとおりとする。

- (1) ゴールキーパーA級コーチライセンス
- (2) ゴールキーパーB級コーチライセンス
- (3) ゴールキーパーC級コーチライセンス

③ 前項各号のライセンスは、次の場合に付加される。

- (1) 第1項第1号から第3号のライセンス保持者で、ゴールキーパーA級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第1号のゴールキーパーA級コーチライセンスが付加される。
- (2) 第1項第1号から第4号のライセンス保持者で、ゴールキーパーB級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第2号のゴールキーパーB級コーチライセンスが付加される。
- (3) 第1項第1号から第5号のライセンス保持者で、ゴールキーパーC級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第3号のゴールキーパーC級コーチライセンスが付加される。

第172条〔ライセンス保有者の登録義務〕

本協会がライセンスを認定した指導者は、JFA公認指導者登録制度に基づき、本協会に登録しなければならない。

ただし、前条第1項第7号に定めるキッズリーダーの登録については、この限りではない。

第173条〔ライセンス保有者の設置義務〕

加盟チームは、それぞれ本協会が認定した指導者ライセンスを保有する者を、監督またはコーチとして置くよう努めなければならない。

第174条〔参加義務〕

加盟チームは、その監督およびコーチを、本協会が実施する指導者講習会およびライセンス取得後の研修会に参加させるよう努めなければならない。

第175条〔講習会の実施〕

指導者ライセンス取得のための講習会の実施およびライセンス取得後の研修会に関することは、別に理事会において定める。